

「シルバー人材総合補償プラン^(注)」のご案内

シルバー人材センターから提供された就業(仕事)は雇用関係に基づかないため、労災保険による対応ができません。就業中の皆さまの万一事故に備えて、当センターでは保険会社との間に「シルバー人材総合補償プラン」を契約しております。契約に伴う保険料は当センターが全額負担しております。

(注)シルバー人材総合補償プランとは、傷害保険(商品名:団体総合生活補償保険)と賠償責任保険(商品名:シルバー人材センター賠償責任保険)の2つの商品を組み合わせた独自の名称です。

1・傷害保険(団体総合生活補償保険)



就業中や就業場所への行き帰りの事故でおケガをされた場合や、就業が原因で生じた熱中症、就業中に食べた物が原因で発症した食中毒の補償を対象とする保険です。(傷害保険は通勤途上中の事故も補償されます)

(1) 保険対応できるケース・できないケース(例)

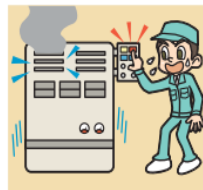
	<ul style="list-style-type: none"> ①就業中の偶然(「急激かつ偶然」な「外来」)な事故によりケガをした ②就業場所への往復途中(通勤途上中を含む)の偶然な事故によりケガをした ③センター事業に係る集まりや活動で、センターが認めた下記に参加中に生じた偶然な事故 総会、理事会、委員会、地域班会議、講習会、イベント、訪問活動、PR活動、安全巡回指導ボランティア活動(但しセンターが主催または把握・管理・承認したものに限り)など
	<ul style="list-style-type: none"> ①自宅作業中に生じた事故 ②故意または重大な過失により生じた事故 ③自殺行為、犯罪行為、闘争行為などで生じた事故 ④無資格運転、飲酒・酒気帯び運転で生じた事故 ⑤疾病、脳疾患、心神喪失が原因で生じた事故 ⑥地震もしくは噴火、またはこれらによる津波 ⑦むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のない(レントゲン等で異常を確認できない)もの <p>(注)上記以外に以下のようなケースも対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・靴ズレ、しもやけ(一定時間経過後に生じるものであり急激性がない為) ・脳疾患や貧血、めまいなどが原因で転倒しケガをした(ケガの原因が体内に起因したものである為)など

詳細は「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご確認ください。

(2) お支払いされる保険金

保険金の種類	支払要件	保険金額
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合 ※ ※保険期間中に、既にお支払した傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払します。	450万円
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡保険金の4~100%
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院した場合(ただし180日が限度)	(日額) 4,500円
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合	入院中の手術 45,000円 入院中以外の手術 22,500円
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院した場合(ただし90日が限度)	(日額) 3,000円



2・賠償責任保険（シルバー人材センター賠償責任保険）



就業中に発生した事故が原因で他人の身体や財物に損害を与え、その結果として法律上の賠償責任を負担することになってしまった場合など、第三者への損害賠償を目的とした保険です。

当保険は、施設（業務遂行危険）、生産物（仕事の結果危険）、受託物（管理財物危険）、生産物自体の損壊危険など、各種賠償責任の補償と各種費用補償がセットされております。

（1）保険対応できるケース・できないケース（例）

	<ul style="list-style-type: none"> ①作業中に誤って物を落とし、他人にケガを負わせてしまった ②清掃中に誤って他人の財物を壊してしまった ③機械操作を誤ったことで機械を壊してしまった ④植木の剪定で切った枝が落下したことで駐車してあった他人の車をキズつけてしまった ⑤作業や修理完了引渡後に、行った作業や修理が原因で他人がケガをしてしまった ⑥預かっていた鍵を無くしてしまい、新たに鍵を作った（但し、鍵の紛失に伴うシリンダー交換等は対象外） ⑦子育て支援事業において預かっている子どもにケガを負わせてしまった（管理上の責任が生じる場合） ⑧作業を見に来たセンターの職員に誤ってケガをさせてしまったなど
	<ul style="list-style-type: none"> ①通勤途上（自宅から直接就業場所へ向かう途中を含む）で発生した賠償事故（自転車事故を含む） ②故意、戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議での事故 ③生計を共にする同居の親族に対する事故 ④液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含む）または固体の排出、流出またはいつ出による賠償事故 ⑤自動車の所有、使用または管理に起因する賠償事故 ⑥預かった貨紙幣・有価証券・貴金属等の紛失、盗難による賠償事故 ⑦預かっていた犬に逃げられてしまったことによる賠償（捜索費用なども含む） ⑧庭木の剪定後にその庭木が枯れてしまったことへの賠償 ⑨庭木の剪定が終わったが、依頼者の希望に合わず賠償を求められた ⑩会員同士の賠償事故など

（2）お支払いされる保険金

保険金の種類	支払要件	保険金額（支払限度額）※
身体・財物賠償	就業中に発生した事故が原因で他人の身体や財物に損害を与えたことで法律上の賠償責任を負担することになってしまった場合	（1事故・保険期間中） 1億円

※受託物・管理財物危険補償条項の支払限度額は、1事故・保険期間中1000万円限度、1事故免責金額1万円となります。

このご案内は概要を説明したものです。詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」「普通保険約款・特約約款・特約集」をご用意しておりますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合せください。

保険契約者	公益社団法人大田区シルバー人材センター TEL：03-3739-6666
引受保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京東支店 東京東第一支社 TEL：050-3461-9227
取扱代理店 （お問合わせ先）	〒110-0003 東京都台東区根岸3-1-12 ナビウス根岸参丁目・1F 有限会社チェック&ベスト TEL：03-3873-9311 FAX：03-3873-9312 （9：00～18：00・土日・祝日休み） メール：info@check-best.co.jp